

取扱区分：「公開」

令和6年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年9月10日(火) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年9月10日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時28分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 14人

1番	林	俊一	4番	重永	正人
6番	笠井	保雄	7番	河内	邦雄
9番	佐伯	信治	11番	秋貞	啓子
12番	藤井	孝	13番	山下	敏彦
14番	瀧山	美智子	15番	市川	進
16番	有馬	俊雅	17番	兼重	智
18番	田中	榮作	19番	白石	純治

(2) 欠席委員 5人

2番	歳光	時正	3番	野村	邦幸
5番	佐伯	伴章	8番	藤原	典子
10番	高橋	恵			

(3) 事務局職員 4人

局長	中山	浩毅	次長	中村	仁紀
次長補佐	神本	和典	書記	山崎	絵美

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課	課長補佐	白浜	憲一
産業振興部農業振興課	農政担当	山近	麗子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第36号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	14件
議案第37号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第38号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件

第3 報告事項

報告第68号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第69号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第70号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第71号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	5件
報告第72号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	16件
報告第73号	現況が農地でないことの証明等について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中14人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員、3番・野村邦幸委員、5番・佐伯伴章委員、8番・藤原典子委員、10番・高橋恵委員の5人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、正誤表を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。
それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

11番・秋貞啓子委員、14番・瀧山美智子委員のご両名にお願いい

たします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第36号につきましては、19番・白石純治委員が一部当事者になります。

議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定により、白石委員は議事に参与することができませんので、退席をお願いします。

(白石委員退席)

(白石委員退席)

それでは、議案第36号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1ページから4ページまでの議案第36号は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農業振興課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、白浜課長補佐よりお願いします。

白浜農業振興課長

それでは、議案第36号について、説明させていただきます。

補佐

このたびの議案は、7月までに受け付けました利用権の設定に係る計画で、10月1日に公告を行おうとするものでございます。

内容につきましては、徳山地区11件、熊毛地区3件、合計で14件、21筆となります。

このうち、農地中間管理機構への貸付は6番から14番で、徳山地区の9件、11筆となります。

説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号について採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

白石委員は、ご着席ください。

（白石委員着席）

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

次に、議案第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

5ページから6ページの議案第37号は、1議案5件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が353平方メートルで譲受人が代表を務める法人が購入予定の住宅に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人の意向で住宅と一緒に譲渡するものです。

譲受人は、各種野菜を栽培し自家消費するため譲り受けるものです。

住宅は法人が取得しますが、当該法人が農地所有適格法人でない

ため、農地は個人が取得するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番の有馬です。

議案第37号番号1番について、補足説明をします。

去る8月26日に事務局職員2名、推進委員1名、そして私の4名で現地を確認するとともに、譲渡人並びに譲受人とは9月1日に、電話で意思確認をしました。

現地は、住居に付属する農地で、作物は栽培されていませんでしたが、いつでも耕作ができるよう管理はされておりました。

譲渡人は、申請地に隣接する不動産を処分するにあたり、農地も一括して処分したい意向があり、譲受人にお願いしたとのことでした。

申請地は、以前は譲渡人の母親が家庭菜園をされていたとのことでした。

一方、譲受人は申請地に隣接する不動産を譲受人が代表を務める法人が取得するにあたり、農地の処分についても依頼があったことからその意を汲み譲り受けることにしたそうで、申請地近くには譲受人が従事する事業所もあり農作業に勤しみ主に野菜を栽培したいとのことでした。

調査項目に従い調査しました。

特に問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第37号、番号1番について質疑を行います。
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆と畑1筆の面積が5,376平方メートルで譲受人の母方の身内が所有する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理できないため譲受人である甥に譲り渡すものです。

譲受人は新規就農者ですが、農業経験のある父と共同で水稻や自家用野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯信治委員

9番、佐伯信治です。

議案第37号番号2番に係る補足説明を行います。

中村事務局次長

議長（山下会長）

9番佐伯委員

8月27日に事務局職員と現地調査を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

当該地は、ほ場整備の完了地区にあり、主に水稻が作付けされている谷間で階段上に田んぼが連なる場所です。

現在、稲等が作付けされ、収穫を迎える状況にありました。

9月1日に譲受人の父に直接会い、調査項目表に沿って確認を行いました。

農地取得の意思及び経緯を確認しました。「息子と一緒に農業に取り組んでいきたい」とのことで、すでにトラクターと田植え機については購入済みで、この秋を終えた段階でコンバインを購入する予定で水稻の苗も農協に注文するとのことでした。

譲受人は新規就農者であるが、一緒に農作業を行う譲受人の父は以前祖父の農作業に10年間程度従事していたので、機械の使い方や農作業の流れ等は把握しており、地域の方々等にも親交があり、連携を図りながら農業に取り組みたいとのことであり、また、土地改良事業の賦課金の償還も残っており、土地改良区への加入手続き等も行っていきたいとのことでした。

以上の結果から譲渡に関しては特に問題なしと考えるのでよろしくご審議の程お願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第37号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号2番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第37号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,040平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により果樹等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

議案第37号番号3番について補足説明をいたします。

去る8月26日、事務局、推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

また、譲受人とは現地で、譲渡人とは電話で意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の現況は樹園地で、譲渡人は数キロ離れた自宅から通って栽培管理をしてきましたが、現在91歳で車両運転での通作が困難となり後継者もいないことから譲渡することにしたとのことでした。

譲受人は、コンバインほか各種農機具を所有し、申請地周辺で水稲栽培をされています。

譲渡人から話があり、隣接する農地を耕作しており、管理上の必要性からも受けることにしたとのことです。

申請地では、梅、栗が栽培されており、今後は自家用として利用したいとのことです。

調査項目に従って調査いたしました。問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第37号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆と畑2筆の面積が4,145平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により稲作及び季節野菜の栽培をするため譲り受けるものです。

議長（山下会長）

中村事務局次長

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

議案第37号番号4番について補足説明をいたします。

去る6月13日、事務局、推進委員と一緒に現地を確認しました。

また、申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は県外に居住しており、相続したものの、農業を継ぐ意思はなく、今後とも農地の管理ができないことから、譲受人から申し出があり、話し合いの結果、譲り渡すことにしたとのことでした。

申請地は、譲受人の住居から車で数分の所にあり、近くにある譲受人の妻の実家の田植え機、コンバイン、トラクターなどの大型農機具を借りて稲作を主体にし、自然農法による耕作をしたい、また、季節ごとの野菜栽培にも取り組みたいとのことでした。

申請地の現況は保全管理されておりました。

調査項目に従って調査いたしましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（山下会長）

それでは、議案第37号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

中村事務局次長

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が3,999平方メートルで、譲受人が耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により水稻を作付けし規模拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番の重永です。

4番重永委員

議案第37号番号5番について補足説明をいたします。

去る6月13日、事務局職員、推進委員と一緒に現地を確認しました。

また、申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田で、譲渡人は県外に居住しており、相続したものの、農業を継ぐ意思はなく、今後とも農地の管理ができないことから、行政書士に売買の相談をしていたところ、譲受人から申し出があり、話し合いの結果、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、田植え機、コンバイン、トラクター等を所有しており、申請地が自己所有農地と隣接していることから、これから家族で稲作を主体に規模を拡大したい、また、畑では季節ごとの野菜を栽培していきたいとのことです。

申請地の現況は保全管理されていました。

調査項目に従って調査いたしました。問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第37号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号5番は、許可と決定いたします。

次に、議案第38号、「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

7ページの議案第38号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和6年7月10日付けの周南市農業委員会議案第29号番

議長（山下会長）

中村事務局次長

号3番として、審議を経て許可したものに関連します。

譲受人は、許可後に申請地と隣接した家屋への転居が取り止めとなり、申請地を含む所有権移転の契約不成立となったため、許可処分の取消申請が提出されました。

所有権は移転していないとのことで、登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第38号番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

議長（山下会長）

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第68号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

8ページから11ページの報告第68号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件です。

中山事務局長

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第69号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

12ページの報告第69号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

中山事務局長

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第69号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第70号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

13ページの報告第70号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

中山事務局長

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第70号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第71号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

14ページから15ページの報告第71号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

中山事務局長

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第71号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第72号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

16ページから17ページの報告第72号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった16件です。

中山事務局長

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第72号を終わります

議長（山下会長）

続きまして、報告第73号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページの報告第73号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は1件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第73号を終わります。

議長（山下会長）

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時28分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年9月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 秋 貞 啓 子

署名委員 瀧 山 美智子